

権利変換の処分の公告

北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業の権利変換計画（令和元年8月5日付認可、神都市市第599号）について、都市再開発法施行令第25条第4号に定める変更を行ったので、都市再開発法第86条第1項の規定により、下記のとおり権利変換の処分の公告をします。

記

- 1 第一種市街地再開発事業の名称
北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業
- 2 施行者の名称
北鈴蘭台駅前再開発株式会社
- 3 事務所の所在地
神戸市長田区二葉町五丁目1番32号
- 4 権利変換計画に係る施行地区の名称（下段：権利変換計画の対象地番）
北鈴蘭台駅前地区
（神戸市北区甲栄台四丁目14番34）
- 5 権利変換計画の変更について、施行令第25条第4号に定める変更を行った年月日
令和3年1月14日

令和3年1月14日

北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業
施行者 北鈴蘭台駅前再開発株式会社
代表取締役 大寺 直秀

